

日バス協技第66号

平成28年3月11日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 上 杉 雅 彦

貸切バスの安全確保の再々徹底について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、各地方運輸局等が緊急的に実施した街頭監査において、基本的事項である運行指示書等に記載不備が見られたことから、出庫時に運行管理者によるチェックを徹底するようにお願いし、また、乗客のシートベルト着用に関し、運転者等による目視確認をお願いしたところですが、未だに、これらが徹底されていない旨の情報が国土交通省から寄せられました。

つきましては、下記について、各都道府県バス協会において、高速道路等を運行する会員貸切バス事業者に通知のうえ、当該各事業者から本通知の内容について了承した旨の回答文書を徴取し、別紙により、3月31日までに、通知事業者数と徴取事業者数を日本バス協会に報告されますよう、お願い申し上げます。

記

1. 運行指示書の記載内容や運転者名等のバス車内表示等に関し、法令違反の無いように徹底すること。
2. バス出発時に、乗客のシートベルト着用について、運転者等による目視確認を徹底すること。

以上